

令和 5 年 10 月 会 議
第 4 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和5年10月25日(水)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	木村寛
議席番号2番	比留川賢次	議席番号10番	橋本久男
議席番号3番	笠間保一	議席番号11番	大塚秀一
議席番号4番	比留川義昭	議席番号12番	宇野政信
議席番号5番	山田誠一	議席番号13番	早川新市
議席番号6番	内田直彌	議席番号14番	古塩貞夫
議席番号7番	早川晴子		

欠席委員

議席番号9番 金子美登里

出席推進委員

第1地区担当	山田英毅	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	峯山健吾		

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請事案
議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請事案
議案第43号 農用地利用集積計画決定事案
議案第44号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
報告第9号 専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山 豊
次 長	三 枝 利 行
総 括 副 主 幹	森 山 由起子
主 事	鈴 木 孝 治
主 事	小 林 優

9時00分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）（挨拶）

ただ今より第4回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、9番金子委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。

したがいまして、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。

定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、5番山田委員、6番内田委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（森山総括副主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました総会議案書、資料1から3、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に諸般の報告、農政時報をお配りしておりますので御確認をお願いいたします。諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。10月30日、県央地区農業委員会連合会第1回会長・事務局長会議、大和市内におきまして会長、事務局長が出席の予定でございます。31日、畜産協会畜霊祭、市内におきまして会長が出席の予定でございます。11月9日、園芸立毛共進会褒賞授与式、市役所視聴覚室におきまして会長が出席の予定でございます。

14日、都市計画審議会、市役所視聴覚室におきまして会長が出席の予定でございます。

20日、審議案件現地調査、市内一円におきまして、第4班の委員が出席される予定でございます。同日第5回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。25日、JAさがみあやせ農業収穫祭農産物品評会審査、綾瀬市内におきまして、会長が出席される予定でございます。26日、JAさがみあやせ農業収穫祭農産物品評会表彰、綾瀬市内におきまして、会長が出席される予定でございます。28日、第5回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

なお、農用地外の農地パトロールの日程につきましては記載のとおりとなっており、各班の委員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。

審議前に、当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件1,983平方メートル、法第5条許可申請3件3,068.68平方メートル、農用地利用集積計画決定14件17,251平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件2,482.25平方メートル、法第4条届出2件1,261.51平方メートル、法第5条届出1件324.91平方メートルでございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号4番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号4番でございます。申請地は[REDACTED]、地目 畑、地積1,983平方メートルでございます。

申請理由は、農業経営の継承を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、自作の畑6,337㎡を耕作し、農業経営を行っており、農地全てが耕作されていることを事務局にて確認しております。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、譲受人、譲渡人夫婦の計3名、従事日数は150日で、農業従事状況及び農機具の保有状況は問題ないものと思われま

す。以上のことから、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告願います。10番 橋本委員

○10番(橋本 久男君)本件について10月13日、第3班、私のほか木村委員、金子委員、峯山推進委員と事務局3名の計7名で現地調査をいたしました。

本日の審議案件は、同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。現地は、白菜、ブロッコリー、ほうれん草が栽培され、農地として適正に管理されていま

したので、第3班といたしましては、現地は問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件についての、地域の担当委員としての発言をお願いいたします。 5番山田委員。

○5番（山田 誠一君）本件につきまして地元委員として発言いたします。

10月5日、申請人宅を訪問し、耕作状況、農機具の保有状況、労働力状況について確認及び聞き取りを行って参りました。譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、順次、息子である譲受人に所有権を移転させていきたいとのことでした。譲受人は、現在勤め人ですが、従来から土日や休日に農業に従事している兼業農家として農業を営んでおります。今回の許可申請事案につきまして、地元委員としては、譲受人の経営状況、労働力、農機具の保有状況、営農計画等を総合的に勘案し、許可妥当と思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、日程第2号、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号14番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号14番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]、地目畑、地積1,983平方メートルのうち、1,930.52平方メートルでございます。

転用目的は農地造成、転用理由は土壌改良及び農地造成のためとでございます。

権利の種類につきましては使用貸借権の設定、場所につきましては7ページの案内図をご参照願います。

また、別冊資料1で申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要につきましては、初めに申請地の表土約1mを掘削し、約1,800㎡を搬出します。次に、赤土を約2m掘削し、申請地内の表土として約3,500㎡を保管、外部から搬入した土を、約1m埋め戻し、その上に保管していた赤土2mを被せて表土にするとのこととございます。客土は、[REDACTED]の伊勢原市の建築工事現場にて発生した土、約2,200㎡で、4tダンプトラック4台を使用し、1日平均延べ16台、35㎡を搬入する計画であるとのこととございます。周辺への防除対策としましては、周囲への土砂の流出・飛散を防ぐため、境界から1m後退して施工し、防風・防音シートを設置するとのこととございます。工期は、資料7ページのとおり許可日から12か月でございます。申請地は市街化調整区域、農用地であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による農用地区域内農地に該当し、一時転用許可できる農地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表委員より報告願います。10番 橋本委員

○10番（橋本 久男君）農地法5条、許可申請事案、整理番号14番について報告させていただきます。現地はカボチャ、オクラ、ナス等が栽培され、農地として適正に管理されていることから、第3班といたしましては、現地は問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、[REDACTED]、地目畑、地積1,983平方メートルのうち1930.52平方メートルの、農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について

6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人 () 君) と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、質問の内容について、農地造成ですので、1番の農地造成を行う理由から説明させていただきます。今回の申請面積ですけど、1,983平米のうち、1,930.52平米という一部となっていますけれど、これにつきましては、地主さんが、東側にビワの木が先祖代々から引き継いだ部分がありまして、その分を除いてくださいということで、一部という格好で申請する次第になりました。

農地造成を行う理由につきましては、長年畑として農薬等使用続けたため、表層の土の菌など汚染を取り除くために、下層の無菌の赤土を表土として使用して、無農薬野菜と作付け栽培をする申請といたす次第でございます。これ土壌改良と農地造成という格好になります。

造成計画と工事期間中の安全対策につきましては、造成計画につきましては、申請面積1,930.52平米、現在の上層の表土1メートルを外部に排出いたしまして、下層の赤土2メートルを土壌改良にて、場内にストックし、現地盤より最大、約26センチの盛土造成工事であります。周囲には、盛土により法面がつきますので、法面勾配を29度と、現地盤にすりつけの形になります。法面につきましては、十分締め固めを行いまして、土砂等が流出しないよう施行いたします。

土の採取先は、現在 () で、 () の製作所、新築ということで、そこの建設発生土で、盛土といたします。この伊勢原の地質につきましては、別紙地質の分析結果証明書は、添付しております。土量については、上層1メートルの外部搬出部分と、現地盤の平均盛土高約20センチで、計2,176立米の盛土となります。

なお場内のストック分は3,503立米となります。搬入計画につきましては、使用するダンプ4トン車4台、1日延べ台数といたしまして4往復ということで16台、1日の平均搬入量は35立米、トータル的に63日となります。工事に際しまして、使用する機器がバックホー、ダンプトラック、ブルドーザー等で、各低騒音及び低振動型を使用しまして、周囲には仮囲いとして防音シートを設置いたします。

工期につきましては、現地測量、丁張及び進入路造成工事等で約2か月で、土工事、掘削

盛土、整地工、片付け等で10か月予定といたしまして、本年の12月1日から来年11月30日までの12か月の予定とします。

工事期間中の安全対策につきましては、出入口は東側1か所、入り口部分には現場に入れないよう、バリケードを設置して、車両の出入口には交通誘導員を配置いたします。

工事車両の進入時間は朝9時から夕方5時までといたしまして、通行者等がいた場合には、徐行し事故のないよう安全には十分注意いたします。

続きまして隣接耕作者の同意状況と、周辺地域への説明状況につきましては、隣接地の耕作者の同意書は本申請書に添付しております。

なお、周辺の説明状況につきましては、綾瀬市の都市計画課に埋立て等の許可申請をし、提出しております。周囲の土地の所有者等に説明の旨の報告書を提出する必要があるため、工事のお知らせ文、計画図等の図面と、また書面にて既に説明済みでございます。

造成後の営農計画につきましては、造成分につきましては、一応トウモロコシ等、ブロッコリー等の栽培を予定しており、草刈り等して近隣に迷惑かからないよう、耕作をしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。 5番 山田委員

○5番（山田 誠一君）搬入元の■■■■の土地っていうのは、現在はどういう土地なんですか。畑ですか。

○参考人（■■■■君）今までちょっと使ってはいたんで、取りあえずそれ取壊して更地状態です。

○5番（山田 誠一君）何があったところですか。

○参考人（■■■■君）もともと■■■■の製作所があって、ちょっともう古くなった工場です。歯車の製作所です。

○5番（山田 誠一君）それで、その土壌検査の結果は問題ないということですか。その表面の土を持ってくるんですか。

○参考人（■■■■君）一応ですね、この■■■■のほうの、ここに付いているんですけど、3メートル位下に全部分析というか、地質の調査いたしまして、その成分を全部、専門にいろんな成分がないかどうか。他に埋め立てて大丈夫か、どうか検査をいたしまして、その土を使用してこちらで入れるような格好になります。

○5番（山田 誠一君）何か工場の跡地っていうと、土壌汚染がされているとか、一般的にそんな印象があるんだけどね。大丈夫ですか。

○参考人（XXXXXXXXXX君）それは当然地質調査のほうで行っておりますので。

○5番（山田 誠一君）はい、わかりました。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質疑は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。

今日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重に審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）地元委員として、2回ほど現地調査して、19日に地主のXXXXXXさんともちょっとお話をさせていただきました。現地は3班の橋本委員の説明のとおり、きれいに耕作されており、問題ないと思っています。今回の土壌改良ですけれども、先ほどの説明で、土の農薬等もありますし、上層がなくなったということで、土の入替えをしたいということで、この地主のXXXXXXさんですけども他にも現在露地野菜等を作ったり、また近くにも畑があるんですね。そんなことで、また、埋立業者のXXXXXXXXXXですけれども、過去にも、他の土地でも同じような農地造成をやっている、特に問題はないかと思えます。よって第5条の規定による許可申請議案は、問題ないと思えます。皆さんの御審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号14番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長（古塩 貞夫君）それでは、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号15番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号15番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積492平方メートルでございます。転用目的は車両置場、転用理由は事業拡大に伴う車両置場確保のためとのことでございます。権利の種類につきましては、所有権の移転、場所につきましては9ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料2を配布してございますので、申請図面等を併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、主に 転圧及び砂利敷き施工で、雨水は敷地内砂利敷き転圧処理のうえ、浸透柵を設置して処理します。周辺への防除対策は、周囲に安全鋼板で土留めを設置し、土砂の流出を防止するとのことでございます。工期は資料の5ページのとおり、許可日から60日間でございます。申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表委員より報告願います。10番 橋本委員

○10番（橋本 久男君）農地法5条、許可申請事案、整理番号15番について報告させていただきます。申請地は道路に接道しておらず、トラクターや耕運機すら入ることが不可能な農地であり、耕作や管理が難しい土地であると考えます。現地は草が多少生えていましたが、何度か耕運すれば耕作できる農地であることから、第3班といたしましては、現地は問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

(参考人着席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。

本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にあり

がとうございます。ただ今より、申請のありました、[REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積 492 平方メートルの農地転用に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人 ([REDACTED] 君) 私、[REDACTED] と申します。今回申請人の代理人で来ました。よろしくお願いいたします。今日は申請人本人、[REDACTED] さんも同席されています。まず、転用を行う理由と、この地を選定した理由についてなんですが、現在、[REDACTED] さんは中古車の買取り、販売、輸出の事業を行っており、最近車がすごく増えたもんですから、今の利用してる敷地内では手狭になり、大体 20 台位の車両置場を確保したいと計画しております。

その中で東側にリンクして利便性がよく事業計画に合う面積で、現在の事業所と高低差もそれほどなく、安価で造成が可能であるため、所有者の [REDACTED] さんに相談したところ、土地価格も予定内でしたので、今回転用の計画を申請しました。

2、土地利用計画及び施設概要について、施設は砂利敷で周囲に安全鋼板で、土留めの設置及び浸透柵を設置して、雨水や砂利等の隣接地への流出を防止します。車両は 20 台の車両を計画しております。

3、転用計画と周囲への防除対策等について、東側民地及び北側南側の間地には、単管パイプと安全鋼板の設置及び浸透柵を設置して、雨水土砂等の隣接への流出を防止します。

4、工程及び工期並びに工事期間中の安全対策について、重機、ダンプカーの搬入に関しては、西側の自分の所有地から出入りし、単管パイプと安全鋼板の設置をして、東側民地及び北側南側の間地に、雨水や工事用の排水が流失しないよう注意します。その後、浸透柵を設置して整地作業を行います。雨水は外に流出せず、整地作業には周辺に粉じんが飛ば

ないよう、適度に水をかけながらします。工期、期間に関しては、着工からおおむね2か月を予定しております。

5、隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、今回の対象地は隣接農地が近隣にございませんでした。周辺には2件の工場があり、許可後工事着手前に工事の説明及び解説について訪問し説明を行う予定です。

6、施設の管理計画について、法人代表者である[]が責任を持って管理します。車両が外壁を壊す事故がないように車止め等を安全を確保し、東側民地及び北側南側の隣地に被害が出ないように注意を払います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質疑は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重に審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）現地は、10月13日に確認しました。今回の許可申請地は、[]、492平米は、現況は利用が困難な農地でございました。申請者は現在、中古車の販売、買取り、輸出業を行っております。最近取扱い量が急増したということで、事業面積拡大の構想しておりますが、当該地は現在の事業所等隣接していること。20台の車両を置ける面積であること。事業所とその高低差もそれほどなく、造成も可能であることを踏まえ、第2種農地に該当し転用可能な農地であると考えております。これらのことから、地元委員といたしましては、転用はやむを得ないと判断しております。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

6番 内田委員

○6番(内田 直彌君)川の縁には木が植わってなかったですか。

○議長(古塩 貞夫君)木村委員わかりますか。

○8番(木村 寛君)川の縁は建物が建っています。木ではなくて建物が建っています。畑のすぐ横は建物が建っています。

○6番(内田 直彌君)良くわかんないですけど、入ってくる道路で、そこ本当に道路かはわかんないけど、入って突き当りのところ、車が入ってくる。

だから、蓼川の川から建物内から見ると、川がどこにあるかわからない。草だらけだし。多分田んぼ、栗が植わっているところがあるんですね。

○8番(木村 寛君)なかったですね、工場はすぐ隣にあります。

○6番(内田 直彌君)栗が植わっていませんでしたか。

○8番(木村 寛君)車で現地まで行ってそこだけしか見てないんで、ちょっと栗があったかなんていうのは。

○6番(内田 直彌君)ここは橋があるんですよ。

○8番(木村 寛君)その橋すらわからない。そうですね、突き当りの利用が困難な農地です。この人だから買えるけど他の人は無理なところですよ。

○6番(内田 直彌君)どこが何処か、わかんないんだよね。見えない。その場所に入るのわからない、自分の土地だからこの人の土地なんだか他所の人の土地だかわかんないしね、道だか何だかわかんないです。

○8番(木村 寛君)その突き当りだから、わかりづらいです。工場と工場の間に入って行く道だか何かわかんないんだけど、入っていく現地は、一度、盛土したみたいになっているんだけど、少し草が出ている。造成するんでしょう。

○6番(内田 直彌君)ちょっと行ったんではわかんないですよ。ここだからって言われて地図があってもわからない。

○8番(木村 寛君)そういう場所です。普通の、農家だって買わないですよ。農家できる状態じゃないです。工場の敷地かもしれないところを歩いて入った、突き当りです。

○議長(古塩 貞夫君)内田委員よろしいですか。

○6番(内田 直彌君)はい。

○議長(古塩 貞夫君)他に、意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君） 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号15番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長（古塩 貞夫君）それでは、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号16番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号16番でございます。

申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

申請地は■■■■■■■■■■外4筆、地目畑、地積合計646.16平方メートルでございます。転用目的は仮設作業場、転用理由は用田線鉄塔改修工事とのことでございます。権利の種類につきましては賃貸借権の設定、場所につきましては11ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料3を配布してございますので、申請図面等を併せて参照願います。転用に伴う工事の概要は、主に部材取替及び塗装工事で、雨水は自然浸透の敷地内処理とのことでございます。近隣への防除対策といたしましては、周囲にガードフェンス及び単管ロープ柵を設置し、周辺への安全対策等についても配慮するとのことでございます。工期は資料の6ページのとおり、許可後、令和6年7月31日まででございます。

申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表委員より報告願います。10番 橋本委員

○10番（橋本 久男君）農地法5条、許可申請事案、整理番号16番について報告させていただきます。現地は市民農園の通路及び空き地となっておりましたが、草は刈られており、農地として適正に管理されていることから、第3班といたしましては、現地は問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君） 参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、

参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]ほか4筆、地目畑、地積合計646.16平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人 ([REDACTED]君) 東京電力の発注の仕事で、[REDACTED]と申します。

鉄塔の工事を行っている会社です。よろしくお願いします。

1番、選定の理由としては鉄塔の工事を、今回やらせていただくようになります。鉄塔の部材の交換と、外周の交換のほか修繕工事になります。そこで鉄塔の周辺の土地が必要になりますので、今回この土地を選定いたしました。

土地利用計画については今回この畑のほうをですね、お借りして契約はいたしました。この土地に、車両も入るんですけども、終わった後は、耕し直してですね、ちゃんと返す計画になっています。転用計画は今お話ししたように、転用の許可日から工事に入らせていただいで、特に穴を掘るとか、その地形を変形することはしないようにしております。周辺への防除対策防除対策としてはですね、一応ほこりが上がらないように、水まきをしたりとかですね、そんなに穴を掘るわけではないので、これといって別に、あと水が流れないように気を付けたりとか、雨の日は車で道路を引っ張らないようにとか、そういうことを気をつけたいと思います。

行程及び工期並びに工事期間中の安全対策について、行程は提出したとおりです。ただですね空いている所があるんですが、これは電気が止まったりとか、一応計画的に電気が止まることになっているんですけども、今回、電気の所の作業がありますので、なっているんですけども、電気が工場の関係で止まったり止まらなくなったりしてしまいますので、一応この工期でお借りをすることにしております。

安全対策のほうとしてはですね、一般の方が入れないように、ここはフェンスとかで囲うようにしております。危険なものでは特にはないんですけども、外側に置きっ放しにすることなくですねそこを工事をしないときには、鉄塔のほうのフェンスのほうに全部置いて、鉄塔には鍵がかかるもんですからそこに置きます、畑とか第三者の方がさわってけがをするようにはならないように、鉄塔の中に収めて鍵をかけてやります。

ただフェンスとかロープですね、ロープのほうはやらさしていただき、工事中ですよっていう明示ですかねやらさしていただきます。近くに畑の方がいますのでそこは絶対入りませんというわけじゃなくって、入り口は開けるようにいたしますので、そんな感じさしてもらいます。

隣接耕作者と周辺地域への説明状況です。今回お借りするのは■■■■さんの土地なんですけれども、一応■■■■様、■■■■様は全部工事説明と、一部この藤沢市の方の■■■■様には、土地もお借りするので、そこはもう説明全部してあります。判子もいただいています。

施設の管理計画について、借地になる一時使用になるもんですから月1回の巡視と、それから管理社員もいますので職人さんたちが全部やるわけじゃなくって、職人さんプラス管理として私たち■■■■の社員が常駐することになっていますので、第三者の方の安全を確保するためにですね社員もいますし、車が出入りが多いときがあるんですけど、そのときには誘導員をつけるようにいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。 10番 橋本委員

○10番（橋本 久男君）綾瀬は、■■■■の鉄塔が大分あるんですけど、耐用年数というのがあるんですか。

○参考人（■■■■君）特に決まっている耐用年数は場所によって違います。けれども、税金上60年、減価償却じゃないですけど一応、税金の話をするとう60年ですけども、ただ綾瀬とか塩がちょっと多いので、やっぱり長野とか山梨とかの田舎の山の中の鉄塔に比べると少し短いほうだと思います。

○10番（橋本 久男君）うちの前の高圧線も、もう50年以上経っていますが、それで一応何年か前海老名の門沢橋で、雪の重さで倒れた事があるでしょ。耐用年数があるのなら何年かと思っていました。やっぱりいろいろ条件によって違うんですね。

○参考人（■■■■君）そうですね条件によって違うと思うんです。倒れると

というのは、倒れるとかっていうのは、電気技術基準という法律があつてですね、それは建てるにはもちろん守らなきゃいけない話なんですけれども、やっぱりそれをオーバーすると、ちょっとやっぱりトラブルが発生するんですね。技術基準はもう毎年変わっていくんですけれども。鉄材は亜鉛メッキをしてあるので、早々下げることが、普通の鉄材に比べれば、耐用年数はあるほうだと思います。

○議長（古塩 貞夫君）他に質疑ありませんか。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）鉄塔の周りが、市民農園がありますが、どの辺で地権者が違うのか。

○参考人（XXXXXXXXXX君）市民農園の方と1回現地を確認しているんですけれども、どこかっていうとあれですけど、今回借りる場所を、市民農園の方の担当の方にお話をして、ここじゃ大丈夫だよっていう一応了解を得ているんです。奥のほうは市民農園じゃないです。今回借りるところも、市民農園ではないです。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質疑は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重に審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。6番 内田委員

○6番（内田 直哉君）私も現地を確認し、申請人にも面会してまいりました。申請人は、東電に任せているとのこと。現地の状況は、先ほど第3班の代表委員が述べられたとおり、草は刈られ、農地として適正に管理がされておりました。地元委員といたしまして、一時転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の

規定による許可申請事案、整理番号 16 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長(古塩 貞夫君)次に、日程第 3 号、議案第 43 号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 68 番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 68 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 1,409 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目 畑、地積 704 平方メートル、利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 5 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積は、利用集積による畑 1,409 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 200 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。10 番 橋本委員

○10 番(橋本 久男君)現地の状況は、大根、ネギ、人参等の多品目が栽培されておりました。第 3 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区(峯山 健吾君)本日審議がなされております、農用地利用集積計画決定事案について、10 月 13 日、第 3 班に同行させていただき、現地調査を行ったことを御報告させていただきます。現地の状況は、先程第 3 班の代表委員が述べられた通り、大根、ネギ、

人参等の多品目が栽培されていました。借人は、今年4月に新規就農し、営農面積の拡大を図っています。事務局によると、4月に借りた畑ではさつまいもなどを収穫しており、庭先販売では順調に出荷が出来ていると耕作者と話したとのことでした。熱心に営農されていることから、今回の利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号68番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号69番、70番の2件は申出人であります賃借人及び借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号69番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は27,255平方メートル、申出地は■■■■■、地目畑、地積991平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和5年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのごでございます。続きまして、総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号70番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は■■■■■外3筆、地目畑、地積合計3,961平方メートルでございます。利用権の種類は使用賃貸借権、設定初年は令和2年で、2回目の権利設定でござ

います。申出人の耕作面積、利用権の設定期間、利用目的、都市計画区域等は、整理番号 69 番と同一でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。この 2 件の賃借人及び借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、耕作面積 27,255 平方メートルは、自作の畑 1,288 平方メートル、利用集積による畑 25,967 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 340 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）現地の状況は、整理番号 69 番についてはキャベツ、整理番号 70 についてはレタスが栽培されておりました。第 3 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は、先程第 3 班の代表委員が述べられた通り、整理番号 69 番についてはキャベツ、整理番号 70 についてはレタスが栽培されておりました。借人は、園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。レタス、トウモロコシ、キャベツ部会に加入し、■■■■部会では■■■■を務めています。利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 69 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出

のとおり可決されました。

続いて、整理番号 70 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号 71 番、72 番、73 番、74 番の 4 件は申出人であります賃借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 71 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 16,685 平方メートル、申出地は [REDACTED] 外 7 筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計 3,202 平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 23 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。賃借人は、60 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 72 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

申出地は [REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積 290 平方メートルでございます。申出人の耕作面積、利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等は整理番号 71 番と同一でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。賃借人は 300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 73 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は [REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積 284 平方メートルでございます。申出人の耕作面積、利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設

定初年、都市計画区域等は整理番号 72 番と同一でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。続きまして、総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 74 番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。申出地は [REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積 279 平方メートルでございます。

申出人の耕作面積、利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等は整理番号 73 番と同一でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は 300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。

この 4 件の賃借人の状況でございますが、耕作面積は 16,685 平方メートルで、自作の畑 2,375 平方メートル、利用集積による畑 9,428 平方メートル、大和市における利用集積による畑 1,718 平方メートル、熊本県八代市における自作の畑 3,164 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人及び従業員 2 名の計 3 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農業経営基盤 強化促進法 附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。

それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。

10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）現地の状況は、整理番号 71 番については下草が生えている状態で、南北にサツマイモが 2 列栽培されておりました。整理番号 72 番、73 番、74 番は下草が生えている状態で、南北にモロヘイヤとさつまいもが栽培されておりました。第 3 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 峯山推

進委員

○第2地区(峯山 健吾君) 現地の状況は、先程第3班の代表委員が述べられた通り、整理番号71番については南北にサツマイモが2列栽培されていました。整理番号72番、73番、74番は南北にモロヘイヤとさつまいもが栽培されていました。全体的に少し草が生えている状態でしたが、収穫後はおそらく耕運できる状態であることから、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。6番 内田委員

○6番(内田 直彌君) [REDACTED] はどういう会社なんですか。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局。

○事務局(三枝次長) [REDACTED] という冷凍会社がありますけれども、そこが設立した、農業団体というふうに聞いてございます。

○6番(内田 直彌君) 路地野菜って書いてあるんですけど、今、路地野菜でサツマイモっていうことを言われたんですけど、サツマイモの他には何かやられているのかね。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局ほかに [REDACTED] の活動とか情報わかりますか。

○事務局(三枝次長) 先ほど申し上げたとおり [REDACTED] ということで、専従者がいらっしゃいまして、そこで作った作物について工場に搬入して、冷凍の、カット野菜、そういったものを作っているというふうには伺っております。

また地域においては、斜面地、圃場斜面地を利用してコスモスを植えて地域の方に楽しんでいただいたり、そのほか、市のほうで申し上げると、福祉総務課からの委託を受けて、生活支援の方のためのボランティア活動でしょうか、そういった活動なんかも受入れている企業だというふうには伺っております。

○議長(古塩 貞夫君) 他に意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願い致します。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号71番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 72 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 73 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 74 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 75 番を議題といたします。

事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 75 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 2,087 平方メートル、申出地は [REDACTED] ほか 1 筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計 722 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 26 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、27 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積は 2,087 平方メートル、自作の畑 374 平方メートル、利用集積による畑 1,713 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 200 日でございます。

以上により、農業経営基盤 強化促進法 附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。

それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告願います。

10番 橋本委員

○10番(橋本 久男君) 現地の状況は、柿、栗、ヤーコンが栽培されていました。第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について、事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 峯山推進委員

○第2地区(峯山 健吾君) 現地の状況は、先程第3班の代表委員が述べられた通り、柿、栗、ヤーコンが栽培されていました。農地として適正に管理がなされていることから、利用集積計画決定に妥当と判断いたします。ご審議よろしくお願いたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号75番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号76番、77番、78番、79番、80番の5件は申出人であります賃借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹) 総会議案書28ページ、29ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号76番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は33,742平方メートル、申出地は[REDACTED]外4筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計2,608平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和2年、2回目の権

利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、29ページの案内図をご参照願います。

貸人は、200日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書30ページ、31ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号77番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は[REDACTED]外1筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計990平方メートルでございます。申出人の耕作面積、利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等は整理番号76番と同一でございます。場所につきましては、31ページの案内図をご参照願います。

貸人は300日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書32ページ、33ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号78番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は[REDACTED]外1筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計838平方メートルでございます。申出人の耕作面積、利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等は整理番号77番と同一でございます。場所につきましては、33ページの案内図をご参照願います。

貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書34ページ、35ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号79番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は[REDACTED]外2筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計1,118平方メートルでございます。申出人の耕作面積、利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等は整理番号78番と同一でございます。場所につきましては、35ページの案内図をご参照願います。

貸人は300日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書36ページ、37ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号80番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は[REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積380平方メート

ルでございます。申出人の耕作面積、利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等は整理番号 79 番と同一でございます。場所につきましては、37 ページの案内図をご参照願います。

貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 5 件の借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、耕作面積は 33,742 平方メートルで、利用集積による畑 5,934 平方メートル、藤沢市における利用集積による畑 27,808 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人及びパート従業員 12 名の計 13 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）現地の状況は、整理番号 76 番から 80 番において、ブロッコリー、キャベツ、カリフラワーが一面に栽培されておりました。第 3 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は、先程第 3 班の代表委員が述べられた通り、整理番号 76 番から 80 番において、ブロッコリー、キャベツ、カリフラワーが一面に栽培されておりました。借人は、藤沢市で主に栽培をされており、従業員やパート約 12 名いることから、計画的に営農していることが見て取れました。一帯的に農地を利用していることから、利用集積計画決定に妥当と判断いたします。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1 件ずつ行いますのでよろしく申し上げます。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 76 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号77番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号78番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号79番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号80番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

○議長(古塩 貞夫君)次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号81番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書38ページ、39ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号81番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は3,281平方メートル、申出地は[REDACTED]、地目畑、地積884平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和2年、2回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。

場所につきましては、39ページの案内図をご参照願います。

貸人は、300日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行

いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積は、利用集積による畑3,281平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機を保有しており、農業従事者は、本人1名で、従事日数は300日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告願います。10番 橋本委員

○10番（橋本 久男君）現地の状況は、里芋、ニンジンが栽培されていて、農地として適正に管理がなされていまして、第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について、事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は、先程第3班の代表委員が述べられた通り、里芋、ニンジンが栽培されていて、農地として適正に管理がなされていまして、今回の利用集積計画決定に妥当と判断いたします。ご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号81番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第4号、議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号11番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書40ページ、41ページをご覧ください。議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号11番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■、地目畑、地積675平方

メートルのうち 625.25 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 2 年 11 月 26 日から令和 5 年 10 月 25 日まで、相続開始年月日は 平成 20 年 2 月 24 日で、5 回目の証明願いでございます。場所につきましては、41 ページの案内図を参照願います。

申請人の年齢は ■歳、農機具は保有しておらず、農業従事者は、本人、子の 2 名、従事日数は 50 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表委員より報告願います。10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）申請地は、キウイ、柿、栗が作付けされていまして。申請者は農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 3 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）申請地は ■、675 平米のうち 625.25 平米、柿栗が植えられておりました。家族の協力もあり、下草も刈られていて、農地として適正に維持管理されていると認められました。地元委員といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 11 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 12 番を議題とい

たします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 42 ページ、43 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 12 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] ほか 1 筆、地目畑、地積合計 1,857 ㎡でございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている、農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和 2 年 11 月 26 日から令和 5 年 10 月 25 日まで 5 回目の証明願いでございます。相続開始年月日は平成 20 年 2 月 7 日、場所につきましては、43 ページの案内図を参照願います。申請人の年齢は [REDACTED] 歳、耕運機、防除機の農機具を保有しており、農業従事者は、本人、子、子の妻の 3 名で、従事日数は 180 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表委員より報告願います。10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）申請地は、梨が作付けされていまして。申請者は農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 3 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）申請地は、[REDACTED] ほか一筆、合計 1,857 平米です。両筆とも幸水、豊水、新高、秋月等の梨が植えられておりました。申請者は高齢ではありますが、息子さんや学ぶ孫もお手伝いをしてくださっており、下草もよく刈られており、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 12 番について、賛成の委員の挙

手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願いのとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第5号、報告第9号、専決処分についてを議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長(浦山事務局長)それでは議案書の44ページをご覧ください。日程第5、報告第9号、専決処分についてでございます。

本件につきましては、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。

初めに、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、整理番号8番、9番の2件でございます。転用の内容は共に駐車場で、地積合計は1,261.51平方メートルでございます。

専決処分に付した日付につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案書の45ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出、整理番号25番でございます。転用内容は共同住宅で、地積324.91平方メートルでございます。専決処分に付した日付は記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局長の報告が終わりました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これをもちまして、報告第9号専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、第4回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10時41分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

古塩貞夫 (古塩)

綾瀬市農業委員会委員

山田誠一 (山田)

綾瀬市農業委員会委員

内田直彌 (内田)